

令和6年度地域振興調整費補助金（住民センター等整備事業）の概要

（地域創生課）

1. 目的

行政と地域住民が連携し、地域のコミュニティ機能を強化し、魅力ある地域へと向上させる取組みを支援することを目的とする。

2. 概要

(1) 対象地域 全市町村

(2) 事業主体 住民自治組織
※新築、全面改築、床面積の変更を伴う改修については、法人格を有する認可地縁団体

(3) 対象事業
以下の要件を満たす住民センターの新設、全面改築、改修事業
※改修事業についてはバリアフリー化または長寿命化を目的とする事業に限る

<要件>

- 実施地区の住民自治活動が活発に行われていること
- 施設整備によって、さらに活発な活動が展開され、他の模範となることが期待できること
- 新設または全面改築にあたっては、人にやさしい福祉のまちづくり条例（平成15年群馬県条例第15号）の趣旨に鑑み、ユニバーサルデザインに配慮し、地域の誰もが使いやすい施設とすること
- 長寿命化を目的とする改修については、当該事業費が2,000千円以上で、次のいずれかに該当する工事であること
 - ①劣化対策
基礎・構造躯体・屋根・外壁等の耐久性を確保し、構造躯体への劣化外力の影響の軽減に資する補修・補強工事
 - ②耐震化対策
上部構造評点の増加が見込まれる耐震補強工事

(4) 補助率等 補助率1/2以内

(5) 補助上限 新設または全面改築
300万円または市町村補助額のうちいずれか少ない額
改修
150万円または市町村補助額のうちいずれか少ない額

(6) スケジュール

- ・ 募集期間 3月下旬～5月13日（市町村から地域創生課への提出期限）
- ・ 内示、交付決定 5月下旬～6月下旬

(7) その他の条件

- ・ 国又は県（国又は県に準ずる財団等を含む）の他の補助制度の対象となっていない
- ・ 用地を事前に確保
- ・ 認可地縁団体名義で建物登記
- ・ 設置後2年間の利用状況を報告

※詳細は地域振興調整費補助金交付要綱、地域振興調整費補助金取扱要項を御覧ください。

地域振興調整費（住民センター等整備事業）事務手続きの流れ

